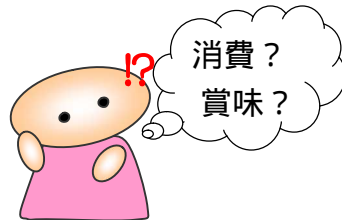


知っていますか？食品の表示

～消費期限と賞味期限～

加工食品には、一部の食品を除いて「消費期限」又は「賞味期限」が表示されています。2つの違いをご紹介します。



消費期限とは？

「安全に食べられる期限」です。

お弁当や豆腐など傷みやすい食品につけられます。(だいたい5日以内に悪くなるようなものが対象です。)

期限をすぎたら食べないほうがよい。

賞味期限とは？

「おいしく食べられる期限」です。

長持ちする食品に表示しています。

この期限を過ぎても、すぐに食べられないということはありません。

消費期限



弁当、そうざい、豆腐、食肉、調理パン、生菓子など

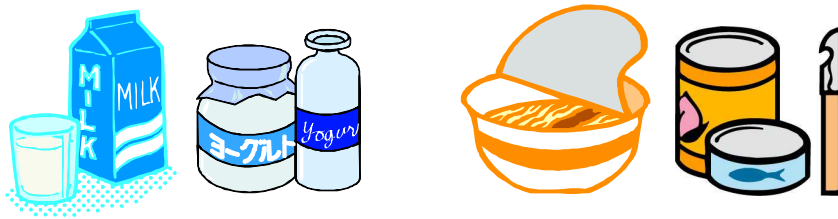
年月日で表示

(弁当などは時間まで表示する場合も)

製造日

おおむね5日

賞味期限



牛乳、乳製品(バター、ヨーグルトなど)、即席めん類、缶詰、スナック菓子など

年月日で表示

(3ヶ月以内のもの)

年月日または年月で表示

(3ヶ月を超えるもの)

3ヶ月

注意！

ふたや包装を開けてしまったら？

消費期限も賞味期限も「袋や容器を開けないで、書かれた保存方法を守って保存している」場合の安全やおいしさを約束したものです。

一度開けたものは、早めに食べましょう！



開封したら
早めに食べようね



Q. 期限は誰が決めているの？

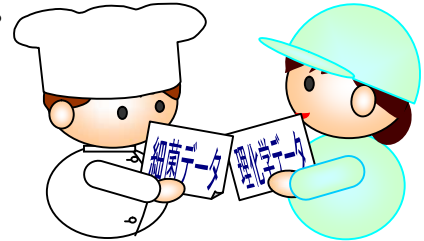


A. 製造業者や輸入業者が決めています。

期限表示（消費期限又は賞味期限）は、食品の製造業者や輸入業者等が自ら決めています。

それは「その食品について一番よく知っているのは、作った人や輸入した人だから、その人が責任を持って設定する」という理由からです。

厚生労働省と農林水産省は「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を作成しています。



Q. アイスクリームに期限表示がなかったけど…？



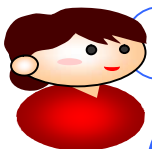
A. 品質がほとんど劣化しないものは期限表示を省略できます。

アイスクリームは冷凍保存され、溶けなければほとんど品質が劣化しないので、期限表示を省略することができます。

期限表示を省略できるもの

～例～

- ・アイスクリーム
- ・アルコール飲料
- ・砂糖
- ・食塩
- ・でんぷん
- ・チューインガム…など



Q. 製造年月日は表示しなくていいの？



A. 平成7年4月から製造年月日に代えて消費期限か賞味期限のどちらかを表示することになりました。

食品加工技術の進歩等により、これまでの製造年月日の表示だけでは、その食品の品質がいつまで保たれるか消費者にわかりにくくなってきたことなどから、期限表示をすることになりました。

なお、必要な期限表示を行った上で、消費者への情報提供として、任意で製造年月日を表示することもできます。

どのくらい日持ちするのかな？

